

## 【ソニー生命のお客様専用クラブオフ】 2018年12月17日改定 会員特約における対比表

現状	改定後（2018年12月17日以降）
<p>2. ソニー生命クラブオフ会員は、法人をご契約者さまとするソニー生命保険株式会社の生命保険契約の被保険者でなくなった場合は本規約第18条（2）および第19条（4）の規定に基づき、ソニー生命のお客さま専用クラブオフを自動退会することについて了承します。</p>	<p>2. 第18条&lt;退会の届け出&gt;は、会員規約の定めによらず、以下の通りとします。</p> <p>（1）会員が本クラブ組織を退会する場合は、原則として会員本人が退会当月（登録抹消当月）の前月の20日までに届け出を行うこととします。尚、退会届け出とは、会員が所定の用紙を、所定の宛先に、所定の方法で提出して、退会の申し出を行い、本クラブ組織がそれら全てを受領した時点までを指します。</p> <p>（2）ソニー生命のお客さま専用クラブオフ会員は、法人をご契約者さまとするソニー生命保険株式会社の生命保険契約の解約・消滅などにより被保険者でなくなった場合は、原則としてソニー生命クラブオフ会員本人が、すみやかに退会の手続きを行うこととします。退会の手続きとは、ソニー生命クラブオフ会員が所定の用紙を、所定の宛先に、所定の方法で提出して、退会の申し出を行い、本クラブ組織がそれら全てを受領した時点までを指します。また、退会の手続きが完了するまでの間に発生した会費、サービスの利用料金等については、会員本人の負担となることを承認するものとします。</p>